

# 平成26年8月1日から イベント会場で火気器具等を使用する場合、 消火器の準備が必要となりました！

～釧路北部消防事務組合火災予防条例の一部が改正されました～

## ◎条例改正の背景

平成25年8月15日に京都府福知山市の花火大会会場で発生した、死者3名、負傷者56名という甚大な被害をもたらした火災を受け、釧路北部消防事務組合火災予防条例を一部改正し、火災予防対策の強化を図ることとしました。（平成26年8月1日施行）

## ◎条例の主な改正点

- ・不特定多数の者が集まるイベントで火気器具等を使用する場合は消火器の準備が必要になります。
- ・露店、屋台等を開設する場合は露店等の開設届出が必要になります。（火気器具等を使用する場合に限ります）
- ・屋外での大規模なイベントで消防署長が「指定催し」に指定したものの主催者は、「火災予防上必要な業務に関する計画」の提出が必要となります。



## ◎対象となるイベントについて

- ・地域のお祭り、花火大会、展示会、学園祭など、不特定多数の来場者が集まる催しで、火気器具を使用する場合は対象となります。
- ・近親者によるバーベキューのような個人的なつながりによる催しや幼稚園等の関係者のみのもちつき会のような面識のある方のみが参加する催しなどは、対象となりません。

## ◎対象となる火気器具等とは

固体・液体・気体燃料を使用する器具や電気を熱源とする器具。  
例) コンロ、グリドル、ストーブ、発電機など



## ◎消火器について

- 使用する火気器具等に対応する消火器を準備してください。
- ※住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具は適していません。
- 原則として、火気器具等を取り扱う人が準備してください。
  - 消火器は1つの火気器具等に対して1本必要となります。  
ただし、初期消火を有効に行うことができる場合は使用実態に応じて複数の火気器具等に対し共通の消火器を準備することができます。（同一の利用者が複数の火気器具等を使用する場合は、それぞれの火気器具等から歩行距離が20メートル以内に1本となるよう消火器を準備することができます）
  - 消火器の設置について不明な点は消防署にご相談ください。



## ◎届出について

- 届出者は、「露店等を開設しようとする者」です。一定の場所で、一つの催しで複数の露店が開設される場合には、主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて消防署長に届け出るようにしてください。
- 露店等を開設する場合（火気器具等を使用する場合に限る）は3日前までに消防署への届出が必要となります。
- 露店等、対象火気器具等、消火器の設置場所を記した略図を届出書に添付してください。
- （必要に応じて）消防職員が現地確認・防火指導に伺います。

## ◎大規模な催しを「指定催し」に指定します

一日当たりの人手予想が10万人以上で、露店等が100店を超える屋外催しを「指定催し」とし、主催者は下記事項が必要になります。

### ①防火担当者の選任

### ②火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び業務従事の指示

### ③火災予防上必要な業務に関する計画の提出



詳しくは鶴居消防署予防広報係（0154-64-2344）  
までお問い合わせください。

もういいかい 火を消すまでは まあただよ  
鶴居消防署